



# 島根県報

平成30年4月27日（金）

号外第73号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【病院局規程】**

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正

2

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程****島根県病院局管理規程第3号**

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月 27 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条第1項の表を次のように改める。

所属	中央病院						こころの医療センター
職員	医師	看護の業務に従事する職員	栄養管理科に勤務する職員	薬剤局に勤務する職員	放射線技術科に勤務する職員	臨床工学科に勤務する職員	看護の業務に従事する職員
週休日	4週間について4日以上（所属長が職員ごとに指定する。）	同左	4週間について8日（所属長が職員ごとに指定する。）	4週間について4日以上（所属長が職員ごとに指定する。）	同左	4週間について8日（所属長が職員ごとに指定する。）	同左
勤務時間の割振り	1月ごとの変形労働時間制とし、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。	同左	同左	同左	同左	同左	同左
休憩時間	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、11時間30分の場合は75分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、15時間30分の場合は105分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が6時間45分の場合は45分、7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。

**附 則**

この規程は、平成30年 4 月 27 日から施行する。